

目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称） 骨子案

「目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）構成」

- 1 名称
- 2 目的
- 3 用語の定義
 - (1) いじめ
 - (2) 学校
 - (3) 児童・生徒
 - (4) 保護者
 - (5) 区民等
 - (6) 関係機関
- 4 基本理念
- 5 いじめの禁止等
- 6 責務
 - (1) 区の責務
 - (2) 学校の責務
 - (3) 保護者の責務
 - (4) 区民等の責務
 - (5) 関係機関の責務
- 7 いじめ防止基本方針等
- 8 いじめ問題対策連絡協議会
- 9 いじめ問題対策委員会
- 10 重大事態への対処
- 11 その他

[条例に盛り込む内容]

1 名称

目黒区いじめ防止対策推進条例

2 目的

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策について、基本理念を定め、区及び学校等の責務を明らかにすること。
- いじめの防止等を進めるための組織について、基本的事項を定めること。

3 用語の定義

(1) いじめ

- ・ 児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの

(2) 学校

- ・ 目黒区立小学校及び中学校

(3) 児童・生徒

- ・ 学校に在籍する児童又は生徒

(4) 保護者

- ・ 児童・生徒の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童・生徒を現に監護する者をいう。

(5) 区民等

- ・ 目黒区の区域内に在住し、在勤し、若しくは事業を営み、又は在学する者

(6) 関係機関

- ・ 警察、児童相談所その他いじめの問題に関係する機関

4 基本理念

- いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題であることに鑑み、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- 児童・生徒がいじめを行わず、他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することなく、いじめの防止等のために主体的に行動

できるよう、いじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めること。

- 区、学校、保護者、区民等、関係機関は、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務を果たし、相互に連携していじめの防止等に取り組むこと。

5 いじめの禁止等

- 児童・生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。
- 児童・生徒は、他の児童・生徒とともに主体的に、いじめの防止等に努めること。

6 責務

(1) 区の責務

- ・ 区は、基本理念にのっとり、学校、保護者、区民等及び関係機関と連携し、いじめの防止等のため必要な施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進すること。

(2) 学校の責務

- ・ 学校は、基本理念にのっとり、区、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、区民等及び関係機関と連携し、学校全体でいじめの防止等に取り組むこと。
- ・ 学校は、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ速やかに対処すること。

(3) 保護者の責務

- ・ 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう指導を行うよう努めること。
- ・ 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合は、学校及び関係機関と連携を図るなど適切にいじめから保護すること。
- ・ 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めること。

(4) 区民等の責務

- ・ 区民等は、地域全体で児童・生徒を見守るとともに、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めること。
- ・ 区民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合は、区、学校又は関係機関等に情報提供するよう努めること。

(5) 関係機関の責務

- ・ 関係機関は、区及び学校との連携及び協力に努めること。

7 いじめ防止基本方針等

- 区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「目黒区いじめ防止基本方針」という。）を定める。
- 学校は、目黒区いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

8 いじめ問題対策連絡協議会

- 区は、いじめの防止等に関係する機関と連携を図るため、目黒区いじめ問題対策連絡協議会（仮称）を置く。
- 目黒区いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

9 いじめ問題対策委員会

- 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の付属機関として目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会（仮称）を置く。
- 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会（仮称）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

10 重大事態への対処

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあり、若しくはいじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態（以下「重大事態」という。）が発生したときは、教育委員会は、必要があると認めるときは、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会（仮称）を、法第28条第1項に規定する組織として、同項に規定する調査を行わせることができる。
- 区長は、必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、区長の付属機関として、目黒区いじめ問題再調査委員会（仮称）を置き、教育委員会の行った調査について再調査を行わせることができる。
- 目黒区いじめ問題再調査委員会（仮称）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

11 その他

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。